「青少年の非行・被害防止全国強調月間」について

■1 経緯等

内閣府では、昭和 54 年度以来毎年7月を非行防止に関する月間としてきたが、平成 22 年度、児童買春や児童ポルノといった福祉犯の被害防止も重点課題に加え、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と名称変更して実施してきている。

本年度も、青少年を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、引き続き、幅広い関係省庁の参加と関係団体の協力・協賛を得て、国民の意識の高揚を図り、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施する。

■2 主唱及び参加省庁等

・主唱	内閣府
・参加省庁等	各省庁、都道府県、市区町村
・協力団体	25 団体（青少年育成関係団体 等）
・協賛団体	59 団体（業界団体、業界自主規制団体 等）

■3 重点課題

■重点課題 1　インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

■重点課題 2　有害環境への適切な対応

■重点課題 3　薬物乱用対策の推進

■重点課題 4　不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

■重点課題 5　再非行（犯罪）の防止

■重点課題 6　いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

■重点課題 7　青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

内閣府

青少年のインターネット利用環境づくり
フォーラム

平成２６年６月

内閣府

26年度事業の概要

事業概要：地域における青少年のインターネット環境整備に係る各種取組を支援するため、**全国を６ブロック**に分けて、**教職員・保護者等の地方で活躍するキーパーソンを対象**とする**フォーラムを開催**する。

開会時期：平成２６年８月～１２月

開催箇所：全国6カ所

参加人数：各ブロック200～300名（予定）※各ブロックの状況により変更

開催内容：青少年のインターネット利用環境は、近年スマートフォンやタブレット等に代表される新しい機器の登場等により著しく変化しており、青少年及び保護者等が安全に利用できるよう早急な対策が必要。そのため、国・地方公共団体・民間団体が一体となって、関係機関・団体の取組を支援するフォーラムを開催。

国	地	民
国による啓発	地方公共団体等による啓発	携帯電話事業者・SNS事業者等、民間団体による啓発

２６年度開催ブロック及び開催地

平成26年8月～26年12月までに全国６カ所で実施。

北海道・東北ブロック：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東ブロック　　：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、

東海・北陸・信越ブロック　　：新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿ブロック　　：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国・四国ブロック　：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州・沖縄ブロック　：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

２６年度実施スケジュール

日　　程	開　催　地	会場
８月６日（水）	徳島県 （徳島市）	とくぎんトモニプラザ
１０月８日（水）	佐賀県 （佐賀市）	アバンセ佐賀県立生涯 学習センター
１１月１４日（金）	神奈川県 （横浜市）	横浜情報文化センター
１１月２８日（金）	兵庫県 （神戸市）	神戸クリスタルホール
１２月５日（金）	新潟県 （三条市）	燕三条地場産業振興センター リサーチコア
１２月１２日（金）	秋田県 （秋田市）	県生涯学習センター

都道府県青少年条例制定状況及び青少年有害図書等指定状況調査・公表

ログイン

内閣府では、各都道府県が制定している青少年育成条例等の現況の調査・公表や、同条例に基づいて、青少年の育成にとって有害とされた図書類等の調査をおこなっております。

また、青少年の育成のための取組について、調査・公表を実施しております。

各都道府県で制定している青少年育成条例や施行規則、関係条例を掲載しております。

各都道府県で、青少年育成のための取組の一環としての、有害図書類等の指定状況を掲載しております。

各都道府県における、青少年育成のための諸々の取組について、掲載しております。

関係省庁・自治体や諸団体における、青少年育成に関係するウェブページのリンク集です。

青少年育成条例担当者変更の際は
新担当者の**役職、氏名、メールアドレス、電話番号、FAX番号**をメールにてお知らせ願います。

内閣府

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）
電話：03-5253-2111

Copyright©2014 Cabinet Office, Government Of Japan. All Rights Reserved.

青少年インターネット環境整備基本計画（第２次）の主なポイント

基本計画（第２次）策定の背景

〇基本計画を受けた政府及び民間団体等による積極的な活動により、諸施策は一定の成果。
〇その一方で、フィルタリング利用率は、やや伸び悩み傾向にあるほか、スマートフォンを始めとする新たな機器が出現し、青少年のインターネット利用の形態、場面も今後変化していくことが予測。

青少年を取り巻くインターネット環境の整備をめぐる新たな課題について検討し、今後3年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにする必要。

①スマートフォンを始めとする新たな機器への対応
②保護者に対する普及啓発の強化
③国、地方公共団体、民間団体の連携強化

基本的な方針

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組を行う際に踏まえるべき５つの考え方。

〇リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス
〇保護者及び関係者の役割
〇受信者側へのアプローチ
〇民間主導と行政の支援
〇有害性の判断への行政の不干渉

青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進

① サイバー防犯ボランティア育成・支援の推進
新たなサイバー防犯ボランティアを育成・支援し、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動を行って、安全で安心なインターネット空間の実現に向けた取組を推進。

② インターネットリテラシーに関する指標策定の取組
スマートフォンを始めとする新たな機器の出現などにより、青少年が安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシーに関する指標を策定。

③ 保護者に対する有効な普及啓発支援の検討
普及啓発活動において、保護者に対する更なる理解及び自主的な取組促進が重要であることから、そのための効果的な普及啓発の支援策について、有識者による検討を行い、その検討結果に基づき普及啓発支援を実施。

青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等

① 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及
インターネット接続に際し用いられる端末について、関係事業者がどのように連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを判断できるように、フィルタリング提供の在り方を判断するための基準の周知・普及を進め、適切なフィルタリングサービス等の提供を促進。

② 新たな機器及び伝送技術に対応したフィルタリングの推進
スマートフォンなどの新たな機器に対応し、民間団体の自主的な取組の在り方も踏まえて、今後の具体的なフィルタリングの実施方策について、第三者機関の関与も含め、関係省庁が連携して継続的に検討。

③ 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等の設計の支援
機器の設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護を盛り込んだ形で、機器の設計、サービス設計、事業者内部及び事業者間での体制整備（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるように民間の取組を支援。

青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

ガイドライン策定等の体制整備の支援
個人・企業などのウェブサイト運営者、掲示板等のサービスを提供する事業者などによる自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置を促進するため、民間団体におけるモデル約款整備の取組を支援。

その他の施策・推進体制等

① 国際的な連携の推進
平成 24 年２月に採択された OECD 勧告(オンライン上の青少年保護に関する勧告)を踏まえた取組について関係府省で連携して継続的に対応。

② 基本計画の見直し
基本計画については、１年間に１度、具体的な施策の取組状況について、できる限り定量的な検証を行いつつフォローアップを実施。また、フォローアップの結果、青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、法令改正も含めた必要な対応の検討を実施するとともに、３年後を目途に基本計画を見直す。

※意見募集期間：平成２４年５月２９日～６月１５日　※意見総数：個人３５、会社（団体）１

© UNICEF/NYHQ2009-0870/SOKOL

子どもの権利とビジネス原則

12345678910

unicef

THE GLOBAL COMPACT

Save the Children

© UNICEF/NYHQ2008-1775/PIROZZI

序

世界人口のほぼ３分の１は18歳未満の子どもである。多くの国では、人口のほぼ半数が子どもや若者で占められている。企業が規模の大小によらず直接的にも間接的にも子どもの生活に関わり合い、影響を及ぼすであろうことは避けられない。企業にとって子どもは、消費者、従業員の家族、若年労働者、そしてまた将来の従業員やビジネス・リーダーとしても重要なステークホルダーであり、同時に、企業活動が営まれる地域社会や環境においても子どもはその重要な構成員なのである。

政府や他の社会的アクターと並んで、企業が社会で果たす役割がより注目されるようになり、企業と人権の関連についての認識も高まる中、企業が子どもたちにもたらす影響について明確に焦点をあてることは時宜にかなっている。子どもたちが社会で最も取り残されやすく、脆弱な立場にあることは、彼らが公の場での発言権をもたないことからも明らかである。地域社会の意思決定において、例えそれが学校や遊び場についての計画など子どもに直接影響する問題であろうと、子どもたちが発言の機会を与えられたり意見を求められたりすることはほとんどない。しかし参加の機会を与えられさえすれば、子どもたちは重要な新たな視点を提供し、貴重な貢献ができることが明らかになっている。

企業が子どもに及ぼす影響は、長期にわたること、さらには元に戻せないこともある。子ども時代は身体と精神の発達が急速に遂げられるかけがえのない時期であるため、若者の身体・精神・情緒面での健康と幸福度に良くも悪くも生涯にわたる影響をもたらす可能性がある。発達期における適切な食事、清潔な水、ケア、愛情は、子どもの生存と健康に不可欠である。

さらに、子どもはおとなとは違った形で、あるいはより深刻に日常の有害要因から影響を受ける。子どもたちは有害物質にさらされると、生理的要因でおとなより高比率で吸収してしまうため、彼らの免疫機能はより傷つけられ脆弱化してしまう。

企業に雇用され、あるいは影響を受けている子どもたちは、表に出ない存在である場合が多い。サプライチェーンにおいて違法な就労をさせられる子どもたち、企業の敷地内やその近くにいる子どもたち、従業員の宿舎で家内労働に従事させられる子どもたち、工場製品にさらされる子どもたち、警察等に逮捕・拘留される子どもたち、また親の移民労働のために家に取り残される子どもたちなどはその典型的な例である。

今日まで、子どもに対する企業の責任と言えば、往々にして児童労働の予防ないし撤廃についての認識に止まっていた。「子どもの権利とビジネス原則」は、児童労働の予防と撤廃のために必要な規準と行動について強化するとともに、企業が子どもに及ぼす影響には多様なものがあることにハイライトを当てる。そこには、企業の製品やサービス、マーケティング手法や販売慣行といった事業全般による影響、また、企業と国・地方政府との関係や地域社会への投資を通じての影響などが含まれている。

子どもの権利を尊重し推進するために、企業は子どもたちへの危害を防止することと、彼らの利益を積極的に保護することの両方が求められる。子どもの権利の尊重と推進を企業の基本戦略や事業に組み込めば、企業利益を確保しつつ、既存の持続可能性への取り組みを強化できる。こういった取り組みは、企業のよい評価を築き、リスクマネジメントを向上させ、“事業への社会的認証”を高めることができる。また子どもたちへのコミットメントは、志気の高い労働者の採用や維持にもつながる。従業員の、親としてまた子どもの世話をする者としての役割を支援し、若者の雇用や能力育成を促進することは、企業が具体的に取り得る手段のほんの一例である。製品やサービスがいかにして子どものニーズにより応えることができるかを考えることは、イノベーションの源となり、新たな市場の創出につながるだろう。さらに、子どもの問題に取り組むことは、安定的、包摂的で持続性の高いビジネス環境のために不可欠な、強靭で教育水準の高い社会の構築を支えることになる。

「子どもの権利とビジネス原則」は、企業活動による子どもの権利や幸福度への影響について理解し、取り組むための包括的枠組みを示すものである。セーブ・ザ・チルドレン、国連グローバル・コンパクト、ユニセフは、すべての企業にとってこの「原則」が、子どもとの関わりにおいての示唆や指針となることを願っている。

子どもの権利とビジネス原則

© UNICEF/NYHQ2011-1404/PAGE

「子どもの権利とビジネス原則」は、子どもの権利を尊重し推進するための企業の行動を提示するものである。子どもの権利については、「子どもの権利条約」ならびに国際労働機関（ILO）の「第138号条約（最低年齢）」と「第182号条約（最悪の形態の児童労働）」にその概要が示されている。「子どもの権利条約」第３条は、「児童に関するすべての措置をとるに当たっては…児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」との原則を定めている。

これらの原則のために、すべての企業がとるべき行動には以下の２つの側面がある。

子どもの権利を尊重する企業の責任－子どもを含めた他者に対するいかなる人権侵害をも回避し、企業が関与する人権への負の影響に対処すること。子どもの権利を尊重する企業の責任は、自らの企業活動、およびその事業、製品またはサービスに関連する取引関係に適用される。

子どもの権利を推進する企業のコミットメント－人権の尊重に加え、本業、戦略的社会投資、慈善活動（フィランソロピー）、アドボカシー（政策提言）と公共政策への関与、パートナーシップやその他の協働行動を通じて、子どもの権利を含めた人権の実現を促進するための自発的行動をとること。

子どもの権利の尊重は、企業への最低限の要求事項である。一方子どもの権利の推進は、要求まではされないとしても、強く奨励される行動である。「子どもの権利とビジネス原則」の一つ一つは、子どもの権利の尊重と推進に向けた行動を提示している。

なお、この文書において「子どもの権利」という用語は「子どもの人権」と同義の表現として使用されている。

用語集

子どもの最善の利益－「子どもの権利条約」の４つの一般原則のひとつで、子どもに関するすべての措置と決定に適用され、子どもの権利を尊重し子どもの生存・成長・幸福度を促進する積極的な措置、ならびに子どもの権利の実現に日々の責任を負う親やその他の者を支援する措置をとるよう呼びかけるもの。

企業－営利を目的とする事業体。

取引関係－企業とその取引先、バリューチェーン上の事業体、およびその事業・製品またはサービスに直接関係するその他の国家または非国家（政府または非政府）組織との関係。これには、企業のバリューチェーン上の一次的関係を超えた間接的な取引関係や、合弁事業における多数・少数の株保有も含まれる。

児童労働－子どもから子どもとして過ごす時間だけでなく、子どものもつ可能性や尊厳を剥奪し、その身体的および精神的発達に有害となる労働。これには精神的・身体的・社会的あるいは道徳的な危険や害をもたらす労働、就学の妨げとなる労働、ならびに就業が認められる最低年齢として国や国際基準に定められた年齢に達していない子どもを労働に従事させるケースが含まれる。18歳未満のいかなる子どもも危険で有害な労働（例えば健康や安全、道徳を害する恐れのある労働など）、もしくはその他の最悪な形態の児童労働、すなわち人身取引・性的搾取・債務労働・強制労働、に従事したり、ならびにまた法定年齢に達しない子どもが警備あるいは軍事目的のために徴集されたり利用されるべきではない。また、女子の方が家事労働や性的搾取などの活動に利用されやすいことを鑑みれば、児童労働におけるジェンダーの側面にも注目しなくてはならない。更なる詳細については、「子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利に関する条約の選択議定書」「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利に関する条約の選択議定書」に加え、国際労働機関（ILO）第182号条約（最悪の形態の児童労働）、第138号条約（最低年齢）を参照。

子どもの参加－「子どもの権利条約」の4つの一般原則のひとつで、子どもが自分に関係のある事柄について自由に発言し、意見を伝えることを可能にするものである。また、表現の自由が保障された環境での、子どもとおとなの間の情報共有や対話も含まれる。こうした過程は、信頼性が高く、誰をも受け入れる有意義なものでなければならず、発達の途にある子どもの能力に配慮し、周囲の世界に影響を及ぼす方法を彼らが学べるようなものとすべきである。

このためには、性別や年齢、能力に関わらず、社会から最も疎外され、脆弱な立場にいる場合でも、子どもたちの意見を考慮するというコミットメントをすべきである。子どもたちに影響を及ぼすすべての決定と行動において、子どもたちの視点は尊重、傾聴、考慮されるべきである。体裁のみの、あるいは参加する子どもを利用するような形での参加であるべきではない。

子どもの保護に関する行動規範－企業がその事業において、子どもと接触をもつ個人に対して期待する行動の詳細なあり方を定めた文書。子どもへの暴力、搾取や虐待に対する、企業としてのゼロトレランス（不寛容）方針を実現するものである。「子どもの権利条約」とその選択議定書を枠組みとして用い、暴力、搾取や虐待からの子どもの保護の促進を目指すもの。

子ども－「子どもの権利条約」第１条は子どもを「18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。」と定義している。

ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）－生産的かつ公正な収入が得られる機会を提供する仕事。ディーセント・ワークは職場における安全や家族への社会的保護、労働に際しての諸権利、社会的対話、個人の成長や社会的統合へのより良好な展望をもたらす。就業が認められる年齢に達している若年労働者を含め、人々は自らの生活に影響を及ぼす決定に関して懸念を表明し、組織をつくり、参加する自由をもち、平等な機会と処遇を得る権利を有している。

緊急事態－武力紛争や広範な暴力、感染症、飢饉、自然災害、社会的あるいは法的秩序の崩壊の結果、子どもの生命や心身上の健康、あるいは発達の機会が脅かされる状態。

人権デュー・ディリジェンス－企業が、子どもの人権を含む人権への実際の及び潜在的な影響を評価し、その結果を取り入れそれに対処し、対処の結果を追跡検証し、どのように影響に対処したかを伝えるという継続的なプロセス。国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」[1]によって定められている。人権デュー・ディリジェンスは、企業がその企業活動を通じて引き起こしあるいは助長し、またはその取引関係によって企業の事業、製品またはサービスに直接関係する、人権への負の影響を対象とすべきである。人権デュー・ディリジェンスの実施のため企業がなすべきことは以下の通りである。

- 子どもの権利に対する、実際のまたは潜在的ないかなる負の影響をも特定して評価する。人権に関する専門的知識を活用し、また子ども及びその他潜在的に影響を受けるグループやステークホルダーとの有意義な協議を組み込むべきである。女子と男子とでは直面するリスクが異なる場合がある点も考慮すべきである。

- 影響評価の結果を、関連する全社内部門及びプロセスに組み入れ、適切な措置をとる（「ビジネスと人権に関する指導原則」に述べられている）。企業が子どもの人権への負の影響を引き起こすまたは助長する場合、あるいはそのおそれがある場合には、企業はその活動または助長を止め、または防止するために必要な手段をとり、残存するいかなる影響をも軽減するため、その影響力を行使すべきである。企業がその取引関係によって負の影響に関わっている場合にも、その影響力を用い、他の関連要因を検討してとるべき適切な措置を決定すべきである。

[1]「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（A/HRC/17/31）、人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表報告書付属、国際連合、2011年3月21日、国連人権理事会決議（A/HRC/RES/17/4）によって承認（www.ohchr.org/documents/issues/business/A.HRC.17.31.pdf　およびhttp://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/（日本語版））。

- 子どもの人権への負の影響が対処されているかどうかを検証するため、企業はその対応の実効性をモニタリングし追跡評価すべきである。評価は、適切な定性的・定量的指標を用い、影響を受けた子ども、家族やその他ステークホルダーを含む社内外からのフィードバックを活用する[2]。企業はパフォーマンス契約やレビュー、実態調査や監査（自己評価または外部監査）などのツールの定期的な活用[3]を検討すべきである。

- 子どもの権利への影響に対処する企業の取り組みについて、その影響を反映するようなまた想定された対象者がアクセスできるような形式と頻度で、対外的に開示できるように準備する。企業はその対応が適切であったかどうかを評価するのに十分な情報を提供すべきである。同時にそうした情報提供は、影響を受けたステークホルダーや従業員に、または商取引上の正当な秘密の保持に、リスクをもたらすべきではない。

これらのプロセスは企業の規模や状況に相応しく、かつ「ビジネスと人権に関する指導原則」に適ったものとすべきである。

企業の影響力－企業が、人権への負の影響を引き起こすあるいは助長する関係者の不当な慣行を変えさせる力。企業が取引関係を通じて、その事業、製品またはサービスに直接に結びつく人権への負の影響を防止または軽減する影響力をもつ場合には、企業はその影響力を行使すべきである。企業が影響力をもたない場合でも、例えば能力構築やその他のインセンティブの提供、あるいは他のアクターとの協力などを通じてそれを増大させることができるかも知れない。また企業は、自らにとってその取引関係がどれだけ重要性をもつか、そして人権への影響がどれだけ深刻なものか、取引をやめた場合に人権上好ましくない帰結をもたらすのかどうかを、「ビジネスと人権に関する指導原則」の原則19に従って検討すべきである。

差別の禁止－「子どもの権利条約」の4つの一般原則のひとつ。個人は人種、皮膚の色、性、言語、障がい、宗教、政治的意見その他の意見、国籍や社会的、先住民出身、財産、出生または他の地位にかかわらず、平等な取扱いを受ける権利をもつ。つまり、すべての子どもは、あらゆる状況、時間、場所において、その可能性を最大限にのばす同等の権利を有している。

方針によるコミットメント－企業が子どもの権利を含む人権を尊重するという自らの責任を示す声明。「ビジネスと人権に関する指導原則」において述べられているもの。方針によるコミットメントはその企業の最上位レベルの承認を受け、関連分野の専門的知識に基づいたものであるべきである。方針は、従業員、取引先及び事業、製品またはサービスに直接関わるその他の関係者に対して企業がもつ期待について規定すべきである。またそれは一般に公開されていて、対内外に告知され、関連する企業方針や手続きの中に反映されるべきである。企業が子どもの権利を推進するという表明を含めることもできる。

---

[2] もし中小企業において人権が侵害される危険が限定的なもので、その影響を受ける関係者との協議をもつことが財政や地理上その他の正当な制約により不可能である場合には、外部の独立した専門家のリソースおよび、その企業の活動や取引関係から影響を受ける人々の見方－あるいはそれと見なされるもの－を正当に伝える組織や個人から提供される洞察を得ようと努力すべきである。

[3] サプライヤーに対しては、その企業活動に期待する行動を伝えることに加え、取り得る方策には、能力構築に向けた取り組み例や、企業との協力を通じた影響力増大などが含まれる。より詳しくは国連グローバル・コンパクト「サプライチェーンの持続可能性 継続的改善のための実践的ガイド」（http://www.unglobalcompact.org/docs/issues_doc/supply_chain/SupplyChainRep_spread.pdf）を参照。

是正／是正措置－人権への負の影響に対する救済措置を提供するプロセスと、負の影響を相殺または改善する実体的な結果へのプロセス、の両者。人権への負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかな場合、企業は必要に応じて、実効的な事業レベルの苦情処理メカニズム、あるいは司法メカニズムを含む正当なプロセスを通じてその是正措置を提供、あるいはそれに協力すべきである。事業レベルのメカニズムは、女子、男子、その家族、また彼らの利害を代表する者にとってアクセスが可能で、かつ「ビジネスと人権に関する指導原則」の原則31に述べられている非司法的苦情処理メカニズムのための実効性の要件を満たすべきである。

生存と発達－「子どもの権利条約」の4つの一般原則のひとつで、子ども時代に最適な条件が存在することを認めるものである。社会保障、健康、適切な栄養と生活水準、健全かつ安全な環境、教育、余暇と遊びへの権利はすべて、子ども一人ひとりの健全な発達を確保することに関連する。暴力と搾取からの保護も、子どもの生存と発達にとって非常に重要である。

バリューチェーン－企業のバリューチェーンは、価値を付加することにより投入物を生産物に変えてゆくすべての活動を指す。これは企業が直接・間接的に取引関係をもち、a)その企業の製品やサービスに利用される製品またはサービスを供給する、あるいはb)企業の製品またはサービスを受け取る業者等を含む。

若年労働者－法的に就業が認められる最低年齢に達しており、経済活動に従事している子どものこと。この子どもたちの従事する仕事や労働条件が危険なものである場合、児童労働とみなされる。

「わたしたちが問題を起こしているのではありません。わたしたちはそれらの問題を解決するのに必要な力なのです。わたしたちはお金のかかるやっかいものではなく、投資の対象です。わたしたちはただの若者ではなく、人間であり、この世界の市民なのです」

「A World Fit for Us（わたしたちにふさわしい世界）」 子どもフォーラムからのメッセージ（2002年5月5−7日、国連子ども特別総会）

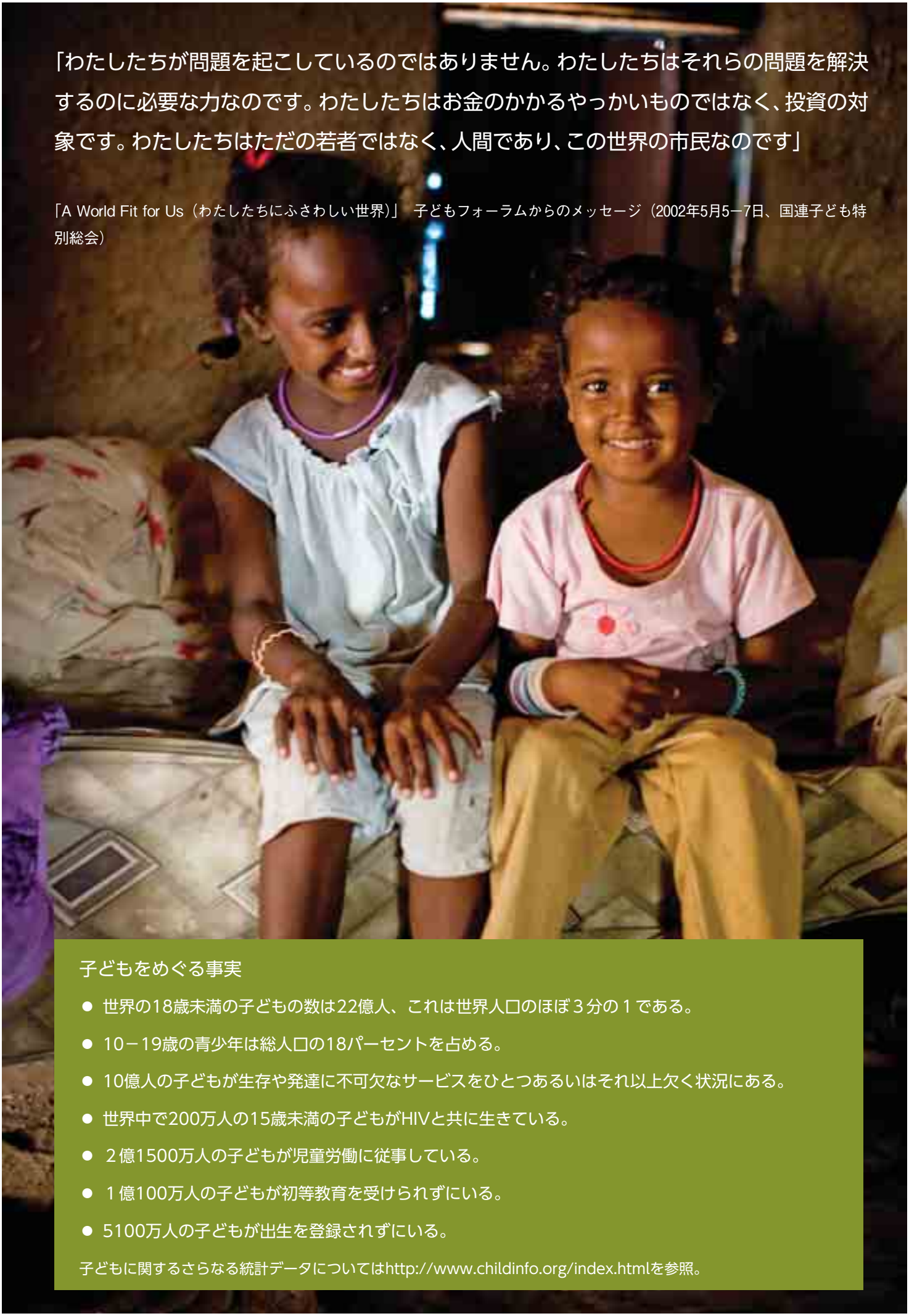

子どもをめぐる事実

- 世界の18歳未満の子どもの数は22億人、これは世界人口のほぼ３分の１である。
- 10−19歳の青少年は総人口の18パーセントを占める。
- 10億人の子どもが生存や発達に不可欠なサービスをひとつあるいはそれ以上欠く状況にある。
- 世界中で200万人の15歳未満の子どもがHIVと共に生きている。
- ２億1500万人の子どもが児童労働に従事している。
- １億100万人の子どもが初等教育を受けられずにいる。
- 5100万人の子どもが出生を登録されずにいる。

子どもに関するさらなる統計データについてはhttp://www.childinfo.org/index.htmlを参照。

すべての企業が取り組むべきこと →→→

1 子どもの権利を尊重する責任を果たし、
子どもの権利の推進にコミットする

2 すべての企業活動および取引関係において
児童労働の撤廃に寄与する

3 **若年労働者、子どもの親や世話をする人々**に
働きがいのある人間らしい仕事を提供する

4 すべての企業活動および施設等において、
子どもの保護と安全を確保する

5 **製品とサービス**の安全性を確保し、それらを通じて
子どもの権利を推進するよう努める

6 子どもの権利を尊重し、推進するような
マーケティングや広告活動を行う

7 **環境との関係および土地**の取得・利用において、
子どもの権利を尊重し、推進する

8 **安全対策**において、
子どもの権利を尊重し、推進する

9 **緊急事態**により影響を受けた
子どもの保護を支援する

10 子どもの権利の保護と実現に向けた
地域社会や政府の取り組みを補強する

前文

いかなる場所でもいかなる時も、すべての子どもは権利をもっている[4]。そしてすべての子どもの権利はどれも同等に重要であり相互に関連している。「子どもの権利とビジネス原則」（以下「原則」）は世界中の企業に対し、企業活動や取引関係の全般にわたり、職場、市場、地域社会や環境などにおいて、子どもの人権を尊重し推進するよう要請している。「原則」は、子どもの人権に対する負の影響を予防しそれに対処するため、すべての企業が取るべき広範にわたる行動、そして子どもの権利の実現を支えるために企業に奨励される方策を明らかにする。「原則」が、企業と子どもに関する既存のおよび将来の自発的その他の取り組みにとって、主要な指針となり、また多様な関係者間の協力を促進するものとなることを願っている。それは規模、業種や立地、また所有形態や構造に関わらず、多国籍そしてその他のすべての企業を対象とするものである。また「原則」は政府や市民社会等、企業以外の社会的アクターが企業と関わるための情報を提供することも目指している。

身体的、精神的に急激な発達をとげるため、子どもがその生存と発達に必要とするものはおとなとは異なる。子どもは、特に緊急事態において、暴力や搾取や虐待に対しとりわけ脆弱である。気候変動や環境汚染から子どもたちが受ける影響も、おとな以上に深刻で長期にわたるおそれがある。その一方で、子どもたちは家庭やコミュニティや社会において重要な貢献も果たしている。企業にとって、子どもは、消費者、未来の従業員やビジネス・リーダー、そして企業が活動する地域社会や環境における構成員として、重要なステークホルダーなのである。「子どもの権利条約」で定められた子どもの参加の原則に則り、子どもたちは、自分たちに影響を及ぼす決定に関して発言できるよう力を与えられるべきである。

「原則」は国際的に確立された子どもの人権に基づくものであり、新たな国際法上の義務を作り出すものではない。とりわけ「子どもの権利条約」とその選択議定書はその基盤となるものだ。同条約は人権に関わる諸条約の中で最も広く批准されており、現時点での締約国・地域（同条約に署名しこれを批准した政府）は193に上る。「原則」はまたILO第182号条約（最悪の形態の児童労働）および、第138号条約（最低年齢）[5]にも基づいている。

---

[4]「子どもの権利条約」は、子どもを「18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く」と定義している。

[5] 関連する規定を含むその他の国際的基準としては「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（1979）、「障害者権利条約」（2006）、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（2007）が挙げられる。その他、「国際連合子どもに対する暴力調査報告書」（2006）も重要な参考文献である。

「原則」はまた、国連グローバル・コンパクトの「10原則」[6]や国連人権理事会に承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」等、既存の企業に関する規準をさらに詳しく説明するものでもある。

すべてのレベルの政府には、子どもの権利を保護、尊重、実現する義務がある。しかし、企業を含むすべての社会的アクターも、子どもの権利に関する国内法に従い、また国際的規準を尊重しなければならない。子どもにふさわしい世界の構築のためのグローバルな動きに加わるよう、社会のすべてのメンバーに求める国際社会からの声に応えるため、「原則」は子どもの権利の尊重・推進において企業が果たすべき役割を詳細に示すことを目指すものである[7]。

なお「原則」のいかなる部分も、ある国で施行されているまたは国際法に規定されている基準の引き下げを正当化するために使われるべきではない。

「原則」は子ども、企業、投資家、労働組合、国内人権機構、市民社会、政府、学術関係者、国連機関、子どもの人権の専門家や企業活動に関する専門家との協議を経ながら作成された。

© SAVE THE CHILDREN

[6] www.unglobalcompact.orgを参照。
[7]「子どもたちにふさわしい世界」（2002）「子どもたちにふさわしい世界－国連子ども特別総会で子どもたちが発信したメッセージ：あれから５年」（2007）も参照のこと。

1 すべての企業は →→→

「私たちを利用しないでください。私たちはあなた方に責任ある姿勢をお願いするのです。私たちがかわいそうだからという理由ではなく、私たちが支援を受けるに値するのだという理由から支援してください。私たちはあなた方の製品やサービスを買いますが、私たちの発達への投資をお願いしたいのです。私たちは贈り物がほしいのではありません。あなた方に責任ある行動をとって欲しいのです」

ペルーの若者
「CSRへの子どもの参加」
セーブ・ザ・チルドレン（2010）

© UNICEF/NYHQ2011-1157/HOLT

すべての企業が取るべき行動には以下のものが含まれる。

a. 子どもの権利の基本となる一般原則を認識する

「子どもの権利条約」は、すべての子どもに差別なく与えられる基本的な権利と自由について概説しており、その一般原則は、政府や親、地域社会や民間セクターが子どもに関連していかなる行動を取る場合においてもその基本となるべきものである。４つの一般原則とは、「子どもの最善の利益」「差別の禁止」「子どもの参加」「生存と発達」である。

b. 子どもの権利を尊重する責任を果たす

子どもの権利の侵害を回避し、企業が関与する子どもの権利へのいかなる負の影響についても対処する必要がある。子どもの権利を尊重する企業の責任は、自らの企業活動および取引関係に適用され、その範囲は以下の「原則」に挙げられる活動や取引関係を含むが、それに限られるものではない。

この責任を果たすため、すべての企業は国連人権理事会が承認した「ビジネスと人権に関する指導原則」[8]が提示するような、以下の点を含む適切な方針と手続きを設けるべきである。

i. **方針によるコミットメント**：「ビジネスと人権に関する指導原則」において述べられている企業が子どもの権利を含む人権を尊重するという自らの責任を示す声明。方針によるコミットメントはその企業の最上位レベルの承認を受け、関連分野の専門的知識に基づいたものであるべきである。方針は、従業員、取引先及び事業、製品またはサービスに直接関わるその他の関係者に対して企業がもつ期待について規定すべきである。またそれは一般に公開されていて、対内外に告知され、関連する企業方針や手続きの中に反映されるべきである。企業が子どもの権利を推進するという表明を含めることもできる。

ii. **人権デュー・ディリジェンス**：企業が、子どもの人権を含む人権への実際の及び潜在的な影響を評価し、その結果を取り入れそれに対処し、対処の結果を追跡検証し、どのように影響に対処したかを伝えるという継続的なプロセス。人権デュー・ディリジェンスは、企業がその企業活動を通じて引き起こしあるいは助長し、またはその取引関係によって企業の事業、製品またはサービスに直接関係する、人権への負の影響を対象とすべきである。人権デュー・ディリジェンスの実施のため企業がなすべきことは以下の通りである。

[8]「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」（A/HRC/17/31）、人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表報告書付属、国際連合、2011年3月21日、国連人権理事会決議（A/HRC/RES/17/4）によって承認（www.ohchr.org/documents/issues/business/A.HRC.17.31.pdf　およびhttp://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/（日本語版））。

子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする

© UNICEF/NYHQ2011-1388/PAGE

- 子どもの権利に対する、実際のまたは潜在的ないかなる負の影響をも特定して評価する。人権に関する専門的知識を活用し、また子ども及びその他潜在的に影響を受けるグループやステークホルダーとの有意義な協議を組み込むべきである。女子と男子とでは直面するリスクが異なる場合がある点も考慮すべきである。

- 影響評価の結果を、関連する全社内部門及びプロセスに組み入れ、適切な措置をとる（「ビジネスと人権に関する指導原則」に述べられている）。企業が子どもの人権への負の影響を引き起こすまたは助長する場合、あるいはそのおそれがある場合には、企業はその活動または助長を止め、または防止するために必要な手段をとり、残存するいかなる影響をも軽減するため、その影響力を行使すべきである。企業がその取引関係によって負の影響に関わっている場合にも、その影響力を用い、他の関連要因を検討してとるべき適切な措置を決定すべきである。

- 子どもの人権への負の影響が対処されているかどうかを検証するため、企業はその対応の実効性をモニタリングし追跡評価すべきである。評価は、適切な定性的・定量的指標を用い、影響を受けた子ども、家族やその他ステークホルダーを含む社内外からのフィードバックを活用する。企業はパフォーマンス契約やレビュー、実態調査や監査（自己評価または外部監査）などのツールの定期的な活用を検討すべきである。

- 子どもの権利への影響に対処する企業の取り組みについて、その影響を反映するようなまた想定された対象者がアクセスできるような形式と頻度で、対外的に開示できるように準備する。企業はその対応が適切であったかどうかを評価するのに十分な情報を提供すべきである。同時にそうした情報提供は、影響を受けたステークホルダーや従業員に、または商取引上の正当な秘密の保持に、リスクをもたらすべきではない。

iii. **是正を可能にする子どもに配慮したプロセス**：企業が引き起こしまたは助長する、子どもの人権への負の影響に対する是正を可能にするプロセス。人権への負の影響に対する救済措置を提供するプロセス、負の影響を相殺または改善する実体的な結果へのプロセス、の両者。人権への負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかな場合、企業は必要に応じて、実効的な事業レベルの苦情処理メカニズム、あるいは司法メカニズムを含む正当なプロセスを通じてその是正措置を提供、あるいはそれに協力すべきである。事業レベルのメカニズムは、女子、男子、その家族、また彼らの利害を代表する者にとってアクセスが可能で、かつ「ビジネスと人権に関する指導原則」の原則31に述べられている非司法的苦情処理メカニズムのための実効性の要件を満たすべきである。

c. 子どもの権利の推進にコミットする

子どもの権利の尊重に加え、企業はその活動や取引関係全般を通じて子どもの人権の推進に重要な役割を果たすことができる。本業を通じてでも、戦略的社会投資や慈善活動（フィランソロピー）、アドボカシー（政策提言）と公共政策への関与、あるいはパートナーシップやその他の協働行動によるものでもよい。企業が子どもの権利を推進する機会は、子どもやその家族、あるいは適切な子どもの人権の専門家との協議を含めた、人権デュー・ディリジェンスを実施する過程で特定されることが多いだろう。子どもの人権の推進のための自発的行動は、子どもの人権の尊重のための行動に対してあくまで追加的なものであり、その代替となるものではない。また子どもの人権の一般原則に従うべきである。

d. 子どもの権利の擁護者になる

企業は子どもの人権やこの「原則」、これに関連したよい実践例を、サプライヤー、取引先や同業者等の間で推進することが推奨される。

子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする

© PLAYING FOR CHANGE

アパレル系のある国際企業は、子どもと女性の権利を擁護するNGOとの協働の下、バングラデシュの現地サプライヤー工場に苦情処理の拠点を設置した。このNGOは女性や子どもと協働するための専門性をもっており、このNGOが提供した拠点は、労働者が安心して苦情を寄せられる拠点となった。結果、労働者はそのアパレル企業に職場の問題を伝えるための安全な手段を得ることができた。この仕組みを通して既に労働者からの貴重な意見が寄せられており、アパレル企業がサプライヤー工場と是正措置に取り組むことを容易にした。

よい実践例：
アクセスしやすい苦情処理手続きの設置

2 すべての企業は →→→

「企業が人権について、また自らの行動が人々の生活に及ぼしうる影響について、より正しく理解しようとすることが重要です」

パラグアイの若者
「子どもの権利とビジネス原則イニシアチブのための子どもとの協議」（2011）

子どもの権利を尊重する企業の責任には、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」に述べられた諸権利の尊重が含まれている。すべての企業が取るべき行動には以下が挙げられる。

a. 児童労働の撤廃
子どもをいかなる児童労働にあたる仕事にも雇用、あるいは使用しない。採用過程において厳格な年齢確認の仕組みを設け、それがバリューチェーンの中でも適用されるよう確保する。職場におけるすべての子どもの存在を認識する。子どもを職場から辞めさせる場合には、その子どもたちを保護する措置を実施し、必要な場合には、家庭内のおとなにディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を提供する。供給先・請負業者・下請業者に対して、子どもの権利の侵害につながるような圧力をかけない。

b. 若年労働者への危害の防止、特定、軽減に取り組み、18歳未満の労働者に対して禁じられている就労あるいは身体的・精神的能力を超えるような就労から彼らを保護する。
若年労働者への危害の防止、特定、軽減に取り組み、18歳未満の労働者に対して禁じられている就労あるいは身体的および精神的能力を超えるような就労から彼らを保護する。子どもの健康、安全、道徳を損なうおそれのある危険な労働から子どもを保護する。職場にある危険を防止、除去し、あるいはそのような職場から子どもを解放する。危険な労働に携わる子どもはただちに危険の源から解放され、またそれにより生じる収入の減少に対しても保護されるべきである。労働の場においては、就労可能な年齢であっても、子どもはおとなとは異なる危険にさらされることがあること、さらに女子の場合は男子とは異なる危険に直面しうることに留意する必要がある。子どもの様々な権利、とりわけ情報、結社の自由、団体交渉、参加、差別の禁止、プライバシー、ならびに職場におけるあらゆる形態の暴力（身体的、精神的やその他の屈辱的な処罰やいじめ、性的虐待を含む）からの保護に係る権利を尊重する。

© SAVE THE CHILDREN

子どもの権利を推進する企業のコミットメントには以下が含まれる。

c. 子どもたちへの教育と、児童労働の根本的な要因の持続可能な解決を促進するため、政府、社会的パートナーなどと協働する。

i. 子どもたちの教育と、児童労働の根本的な要因の持続可能な解決を促進するために、同業者、地域社会、子どもの権利を擁護する団体、労働組合、政府などと協力する。

ii. 社会的動員や意識啓発、また地域社会のメンバーや子どもたちと協力して実施されるような児童労働根絶に向けたプログラムなどを通して児童労働撤廃のための、より幅広い、当該地域社会、また国レベル、国際レベルの取り組みを支援する。

iii. 他の企業や業界団体、使用者団体などと協力し、児童労働に対処する業界全体のアプローチを策定する。また労働組合や法執行機関、労務監査機関やその他の組織との連携を確立する。

すべての企業活動および取引関係において児童労働の撤廃に寄与する

iv. 地域や州、国レベルにおいて、使用者団体内に児童労働問題に関するタスクフォースまたは委員会を設置、またはそれに参加する。

v. 国レベルで児童労働を根絶させるための主要な政策、制度的メカニズムの一環として、国の行動計画の策定と実施を支援する。

vi. 雇用可能な最低年齢に達している若年労働者のための雇用の促進、技能向上や職業訓練の機会を促進するプログラムに参加する。

vii. 生産はフォーマル経済部門内に集中させて行うように努め、児童労働を助長しうるインフォーマルな労働形態を避ける。

© SAVE THE CHILDREN

よい実践例：
児童労働の根本的原因に取り組む

家具・インテリアを扱うあるグローバル企業は、自らのサプライチェーンにおける児童労働を防止するために包括的なアプローチを生み出した。児童労働が見受けられた場合、サプライヤーは、それを改めるための行動計画を実施するための支援を受ける。その際、年齢や家族・社会的背景や教育レベル等に照らした子どもの最善の利益を考慮すべきであるとしている。行動計画では、単に児童労働を現在の職場から他の職場へと移動させるだけの対応ではなく、当該の子どもにとってより発展的で持続可能な代替手段を提供すべきことが強調されている。同企業は、2000年から子どもの権利団体と長期的なパートナーシップを結び、農村部のコミュニティにおける児童労働の防止・撤廃に取り組んでいる。男子も女子も共に学校教育を修了できるよう、就学や教育の質の向上について、地域コミュニティの意識を高め動員することを目指す大規模なプログラムを支援している。もうひとつの重要な取り組みとしては農村部における女性の自助グループの形成があり、融資や収入向上の機会へのアクセスを改善することによって彼女たちが経済的・社会的・法的地位を高めてゆけるよう支援している。これは家族が子どもを就労させるひとつの大きな理由となっている負債問題を軽減するのに役立っている。

3 すべての企業は →→→

「子どもたちが学校をやめなくてもいいように、親たちに十分な支払いをしてください」

インドの13歳の少年
「CSRへの子どもの参加」
セーブ・ザ・チルドレン（2010）

© SAVE THE CHILDREN

子どもの権利を尊重する企業の責任には以下のものが含まれる。

a. 若年労働者にディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を提供する。
就業が認められる最低年齢に達した子どもの権利を尊重し、社会的対話や職場における権利、安全な労働環境の整備、虐待や搾取からの保護、ジェンダーに配慮した水・衛生設備（トイレ）等へのアクセスを促進する。

b. 就業が認められる最低年齢以上の若年労働者の脆弱さに対し責任をもって対応する。

i. すべての企業は、暴力や虐待からの保護を含めた子どもと若年労働者の権利に関し、その企業の最上位レベルで方針によるコミットメントを採択、承認すべきである。それらの方針により、通常の就業が認められる最低年齢以上の子どもたちは危険な労働から保護されるべきである。とりわけ、労働時間の限定、危険な高所での作業や危険な機械、設備および工具を使用する労働の制限、重荷の運搬、危険な物質または工程にさらされること、夜間の労働または若年労働者が不当に雇用者の敷地内に拘束される労働等の困難な労働条件について配慮すべきである[9]。こうした方針を実行する責任は経営陣により主流化され共有されなければならないが、企業はその実施を監督する特定の責任者を置くこともできる。

ii. 嫌がらせ（ハラスメント）に関する企業方針は若年労働者の脆弱さに留意すべきである。こうした方針に関しては施行を徹底させ、従業員及び企業の敷地内にいる者はそれについての研修を受けるべきである。また苦情処理メカニズムが設置されていて、若年労働者にとって利用しやすいものであるべきである。

iii. 企業は若年労働者の権利に特に留意するよう経営陣に求め、また労働組合やその選出された代表にそれを奨励することもできる。あくまで労働組合の独自の決定に任されるべきではあるが、労働組合は、若者の労働条件を監視するための若年労働者の代表/幹事を選出することもできる。

子どもの権利を推進する企業のコミットメントには以下のものが含まれる。

c. 若年労働者にディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を提供する。
若年労働者に対して、年齢に適した社会的保護や保健情報・サービスを含めた、ディーセントな（働きがいのある人間らしい）就労機会の提供を促進する。そのためには、質の高い教育、適切な職能訓練および生活向上プログラムが、生計を立てるための機会の提供とともに、特に重要である。

[9] 詳細は、国際労働機関（ILO）「第190号最悪の形態の児童労働の禁止及び撲滅のための即時の行動に関する勧告」（1999）http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/convde.pl?R190を参照。

若年労働者、子どもの親や世話をする人々に働きがいのある人間らしい仕事を提供する

d. 女性と男性いずれの労働者に対しても、彼らの親としてまた子どもの世話をする者としての役割を支えるようなディーセントな（働きがいのある人間らしい）労働条件を提供する。

法の遵守の範囲に止まらず、生活賃金の支払い、労働時間の長さや柔軟性、妊娠・授乳中の女性への待遇、育児休暇ニーズ、移民労働者や季節労働者が遠隔地から果たす親としての役割に対する支援、扶養家族のための質の高い保育・保健・教育サービスへのアクセス促進等、労働者の待遇に特に留意する。

© UNICEF/NYHQ2011-1601/LEMOYNE

よい実践例：

移民労働者が遠隔地から親の役割を果たすのを支援する

英国に本拠を置くある多国籍企業は、2009年に中国の女性NGOと連携し、親の移民労働によって中国の10省に残された子どもを支援した。この取り組みでは、約60万世帯を対象に「愛のカード」と呼ばれる親から子どもへの連絡用のテレフォンカードが発行され、移民労働者とその子どもや家族が日常的にコミュニケーションをとれるように促すことに役立つと期待されている。また、同プログラムは親が農村から都市へ出稼ぎに出る間、故郷に残された家族や子どもに対して実用的な手引きも提供した。統計によると、出稼ぎによって残されている子どもは5800万人にのぼり、これは中国の農村部における子どもの総人口の30パーセントにあたる。そのうち4000万人以上は14歳未満の子どもである。